

## キャッシュレス社会の実現を求める意見書

世界各国のキャッシュレス決済比率を比較すると、キャッシュレス化が進展している国は40%～60%台であるのに対し、我が国は20%程度にとどまっているのが現状である。

我が国におけるキャッシュレス支払が普及しにくい背景として、消費者がキャッシュレスに漠然と不安を持っていることや、店舗における端末負担コスト、ネットワーク接続料及び加盟店手数料等のコスト構造の問題等が挙げられる。一方、近年は、実店舗における人手不足や訪日外国人対応、スマートフォンを活用した支払いサービスの普及等キャッシュレス推進の追い風となる社会情勢の変化も見受けられる。

政府も、平成26年に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を踏まえ、キャッシュレス化に向けた対応策を検討するなど、これまで4回にわたりキャッシュレス推進の方針を打ち出してきたほか、平成30年閣議決定の「未来投資戦略2018」では、「今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする」としている。

よって、キャッシュレス社会の実現は、事業者の生産性向上やインバウンド需要の取り込み、消費者の支払の利便性向上に加え、データの蓄積を通じたイノベーションの実現にもつながるなど、経済全体に大きなメリットがあることから、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 実店舗等がコスト負担している支払手数料の在り方を見直すなど、キャッシュレスの普及のための環境整備を行うこと。
- 2 地域商店街等と連携したポイント制度など、消費者に対するインセンティブ措置を検討すること。
- 3 QRコード等の標準化を行うなど、サービスに係る技術的仕様等の統一化や標準化等を推進すること。
- 4 産学官の連携を図りながら必要な環境整備を進めていくとともに、キャッシュレス支払を通じて新たに生み出されるデータの利活用によるビジネスモデルの促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

内閣総務大臣	総務大臣	産業交通大臣	大臣	大臣	
経産省	国土交通省	産業交通省	大臣	大臣	宛て
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）					
内閣官房	官房	官房	長	官	

福島県議会議長 吉田栄光